

平成29年大川市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月10日(月)
開 会 午前9時30分から午前10時00分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(13人)

会 長 田中 博文

1 番 梅崎 隆利

2 番 野口 至米子

3 番 辻 律子

5 番 石橋 増隆

7 番 古賀 博美

8 番 古賀 林允

9 番 龍 靖男

1 1 番 吉川 康則

1 2 番 植木 幸治

1 3 番 古川 敬次郎

1 4 番 志牟田 文彦

1 5 番 佐藤 操

1 6 番 田中 博文

4. 欠席委員(2人)

4 番 宮原 晶彦

6 番 河野 洋一

5. 傍聴人(0名)

6. 付議議題

議案第22号 農地法第4条許可申請について

議案第23号 農地法第5条許可申請について

議案第24号 大川市農用地利用集積計画について

報告第8号 農地法第4条届出報告について

7. 事務局

局長 柿添 量之

次長 相川 曜一

職員 高良 崇史

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成29年第7回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、13名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、4番の宮原委員、6番の河野委員から欠席の連絡がありましたので併せてご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いします。

議 長 本日、ここに平成29年第7回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第22号農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

1番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番については、転用目的が一般住宅であります。現在、申請地西側にお住みですが、有明海沿岸道路と主要地方道大牟田川副線をつなぐ道路用地として収用されてしまうため、その代替地として今回の申請に至ったものです。

申請地の農地区分は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地であります。第1種農地の転用は「原則不許可」ですが、今回の申請は、不許可の例外の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

資金については、物件移転補償契約書で確認し、隣接農地からも承諾を得ており、周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに満たしていると思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

古川委員 1 番について補足説明いたします。
事務局から説明があったとおり、有明海沿岸道路と主要地方道大牟田川副線をつなぐ道路の収用に伴う申請です。現地を確認したところ、特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
以上で、議案第 2 2 号農地法第 4 条の許可申請についての審議を終わりました。
次に議案第 2 3 号農地法第 5 条の許可申請についてを議題といたします。
1 番から 4 番について審議をお願いします。
2 番から 4 番については、関連がありますので一括審議をお願いします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）
1 番については、転用目的が資材置場であります。現在、申請地北側を資材置場として利用されていますが、既存の資材置場では足りなくなったため今回の申請に至ったものです。
申請地の農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等」である第 2 種農地であります。第 2 種農地の転用は「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可しない」こととなっておりますが、申請地の周りは水路に囲まれており、他の土地を供することは困難であると考えます。

資金については、残高証明書で確認し、隣接農地からも承諾を得ており、周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。

2番から4番については、転用目的が太陽光発電施設であります。再生可能エネルギーにより土地の有効利用を計画し今回の申請に至ったものです。

申請地の農地区分は1番と同じく「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等」である第2種農地であります。本申請は、周辺の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することも不可能ではありませんが、譲受人から話を聞いたところ、土地所有者、耕作者との協議がうまくいかないことが多く、ようやく協議がまとまったということです。

資金については、融資証明書で確認し、隣接農地から承諾を得ていることや、コンクリートブロック及びフェンスの設置による被害防除を行うことから周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。

以上のことから、1番から4番について、立地基準及び一般基準ともに満たしていると思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

佐藤委員 1番について補足説明いたします。
詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
 （「なし」という者あり）
他に、ご意見なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
 （全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、1番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
それでは、2番から4番について地元委員さん補足説明ございませんか。

- 辻委員 2 番から 4 番について補足説明いたします。
- 詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思いますのでご審議を行います。
- 議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
- （「なし」という者あり）
- 他に、ご意見なしと認めます。
- ただいまから、採決いたします。
- 2 番から 4 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
- （全員挙手する）
- 議 長 挙手全員であります。
- よって、2 番から 4 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
- 以上で、議案第 2 3 号農地法第 5 条の許可申請についての審議を終わりました。
- 次に議案第 2 4 号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。
- 職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。
- 事務局 （議案の朗読及び説明）
- 6 月総会で議題に挙げたあっせんの申出に伴うものです。ご審議をお願いいたします。
- 議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
- それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。
- 辻委員 売買価格が標準よりかなり安いようですが何か理由があるのですか。
- 議 長 事務局の代わりに私が説明します。申請者は、議題に挙がっている農地のほかにも農地（農用地外）を所有しています。譲受人は農用地のみの購入が希望でしたが、譲渡人は所有農地全ての売買を希望されたため、協議により今回の価格に決定したものです。
- 辻委員 わかりました。

議 長 その他、ご意見、ご質疑等ございませんか。
 （「なし」という者あり）
 ほかにご意見等なしと認めます。
 ただいまから採決いたします。
 農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。
 （全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
 よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を
付することに決しました。
 以上で、議案第 2 4 号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。
 次に報告第 8 号農地法第 4 条届出報告についてを議題といたします。
 職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）
 1 番については、平成 2 8 年 1 0 月に農用地利用計画変更申出書が提出され、
平成 2 9 年 5 月に変更の決定がされたものです。転用目的は農機具倉庫であり
ます。これまで近所の農家倉庫を借りて農機具を保管していましたが、相手方
の事情により借りることができなくなってしまったため、今回の申請に至った
ものです。
 申請地南側の農地も自己所有であり、耕作者からも同意を得ていることや、
コンクリートブロック設置による被害防除を行うことから周辺の農地に支障
が生じるおそれもないと考えられます。
 本来、農地法第 4 条は許可を要するものですが、今回の申請は「農地法第 4
条申請であり、2 a 未満の農地を農業経営施設に転用するもの」で、許可を要
しないものに該当するため、報告とさせていただきます。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
 みなさん、ご質疑等ございませんか。
 （「なし」という者あり）
 ほかにご意見等なしと認めます。
 以上で、報告第 8 号を終わります。
 以上で審議を終わりました。
 次に、署名委員を氏名いたします。

1 5 番 佐藤 操 委員

1 番 梅崎 隆利 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。

以上で、第7回大川市農業委員会総会を閉会致します。